

## 大津市の相談支援体制充実への取り組み

大津市福祉部障害福祉課  
障害福祉係長 大浦 周子

大津市障害福祉課の大浦です。  
大津市の相談支援体制充実への取り組みについて、お話します。

- 障害福祉の相談支援の種類
  - I 大津市の計画相談支援体制の現状と課題
  - II セルフプラン解消への取り組みと効果
  - III 計画相談担当相談員増員以外の相談支援体制強化
  - IV 令和4年度相談支援関係委託料一覧
  - IV 今後について（令和4年度の取り組み）

本日は、このような流れで、ご説明します。

## ● 障害福祉の相談支援の種類

- ①基本相談支援  
(すべての相談支援業務のベース)
  - ・・・市町村、委託相談支援事業所  
(大津市の予算科目：地域生活支援事業費(委託料))
- ②計画相談支援
  - ・・・指定特定相談支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
(大津市の予算科目：障害福祉サービス費、障害児サービス費)
- ③一般相談支援
  - 地域移行支援・・・指定地域移行支援事業所
  - 地域定着支援・・・指定地域定着支援事業所  
(大津市の予算科目：障害福祉サービス費)

相談支援、といっても、障害福祉の相談支援には、役割や機能別に様々なものがあります。

すべての相談支援業務のベースとなる①基本相談支援、障害福祉サービスを利用する際の計画を作成したり、サービス利用後定期的に振り返りを行うモニタリングを実施する②計画相談支援、病院や施設から地域生活への移行や定着を支援する③一般相談支援、です。

# I 大津市の 計画相談支援体制の現状と課題（1）



相談支援専門員不足により、  
計画相談支援（障害福祉サービスの利用計画案を作成する）を使いたくても使えない

## 「セルフプラン」の利用者が多い

この状況を10年で解消するためには

計画相談担当相談支援専門員を  
R3～13の10年間で45人増員することが必要  
(R3試算結果より)

⇒1年あたり 4～5人増員を目指す

Otsu City

3

まず最初に、大津市の計画相談支援体制の現状と課題について説明します。  
計画相談を希望しても、相談員の不足によりやむを得ずセルフプランとなる利用者が多くなっています。  
その解消には、昨年度の試算では、計画相談担当の相談支援専門員を10年で45人増員する必要があることがわかりました。  
毎年4～5人ずつ増員することを目指さなければなりません。

## Ⅱ セルフプラン解消への取り組みと その効果（1）

### ①大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金\*の活用

令和2年度実績

A事業所×相談員1名

B事業所×相談員1名

令和3年度実績

B事業所×相談員1名（増員計2名）

C事業所×相談員1名

令和4年度以降見込み

B事業所×相談員1名（増員計3名）

C事業所×相談員1名検討中（増員計2名）

D事業所×相談員1名

\*令和2年度～大津市単独事業

既存の相談支援事業所が  
相談支援専門員を増員し、  
セルフプラン解消を行う際  
の補助金  
年度途中の申請も可能



※相談支援専門員の増員等の基準をクリアし、上位の機能強化型サービス利用支援費での指定を受ければ、サービス等利用計画やモニタリング作成1件当たりの報酬が上がり、事業所体制を強化できる。

セルフプラン解消への取り組みとその効果について報告します。  
まずは、補助事業による相談支援事業所の増員支援についてです。  
令和2年度から事業化した「大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金」を活用された事業者は現在3か所で、計4人の相談員増員につながりました。  
令和4年度も更に増員の動きがあります。年度途中の申請も可能ですので、今後ともぜひご検討いただければと思います。QRコードにより、補助金要綱が確認できますので参考にしてください。

## Ⅱ セルフプラン解消への取り組みと その効果（2）



### ②補助金以外での相談支援専門員増（新規事業所指定他）

令和3年度実績

A事業所×相談員1名（新規指定R3.4～）

B事業所×相談員1名（新規指定R3.5～）

C事業所×相談員1名（新規指定R3.6～）

D事業所×相談員1名（新規指定R4.3～）

E事業所×相談員1名（他の障害福祉サービスとの兼務→相談専任）

⇒①②により相談支援専門員は

令和2年度	2名増
令和3年度	6.5名増

Otsu City

5

また、令和3年度は新規事業所立ち上げ等により、前述の補助金外でも相談支援専門員が増えました。

これらにより、令和3年度は、相談員が6.5人増えました。

## Ⅱ セルフプラン解消への取り組みとその効果（3）

	全体				
	計画相談		セルフ		計
	人数	割合	人数	割合	人数
H27年度末	2,130	86%	347	14%	2,477
H28年度末	1,942	76%	626	24%	2,568
H29年度末	2,042	74%	733	26%	2,775
H30年度末	2,190	74%	759	26%	2,949
R元年度末	2,258	71%	906	29%	3,164
R2年度末	2,316	70%	1,008	30%	3,324
R3年度末	2,401	72%	948	28%	3,349

Otsu City

6

これらにより、令和3年度末には、ここ数年で初めてセルフプランの利用者が減り、948名となりました。

セルフプラン率も下がったものの、まだ全体の28%がセルフプランとなっています。

この中には、自らのサービスは自ら計画を立てて利用したい、という方も含まれますが、多くは、希望しても相談員が足りないためにやむを得ずセルフプランとなっている方々です。

今後とも、相談支援専門員を増やしていけるよう、取り組んでまいります。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（1）



#### ① 発達障害児者個別支援の拡大

##### 令和元年度まで

- ・中学生までの発達障害児の個別相談  
子ども発達支援センター（大津市直営 明日都浜大津内）
- ・学校や就労支援事業所等支援機関からの相談対応  
18歳以上の発達障害者の個別相談  
発達障害者支援センターかほん（社会福祉法人しが夢翔会に委託）

（大津市には15～17歳の発達障害児の個別相談がなかった）

##### ⇒令和2年度から

発達障害者支援センターかほんの委託料を増額

15歳以上の発達障害児者の個別支援を一括して委託

（まだ支援体制が十分でないため、相談ニーズに応えきれず更なる充実が必要）

Otsu City

7

計画相談担当の相談員増員以外の体制強化も行っています。

まずは、発達障害児者個別支援の拡大です。

大津市の発達障害の相談支援機関は、子ども発達支援センターと発達障害者支援センターかほんの2つになっています。

子ども発達支援センターは中学卒業までの個別相談支援を行っており、発達障害者支援センターかほんは、従来、支援機関からの相談対応と18歳以上の大人の方の個別相談支援を行っていました。

高校生年代の個別相談支援を行う機関がないのは大津市の課題でした。

そこで、令和2年度から発達障害者支援センターかほんの委託料を増額して、高校生年代の個別相談支援も担えるよう体制強化を行いました。

ただし、委託料が十分でなく、支援体制は相談ニーズに対して十分でないため、現在も相談を希望してからの待機時間が2～3ヶ月かかっており、さらなる充実が必要です。



### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（２）



#### ②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

##### ●障害者相談支援事業の委託内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・大津市障害者自立支援協議会への参画
- ・必要となる障害福祉サービスに結びついていない障害者に対する家庭訪問等の支援
- ・その他市長が必要と認める支援

Otsu City

8

次に、委託相談支援事業の体制に応じた委託料の調整です。

障害者相談支援事業の委託内容は、従来から、お示しのとおりとなっています。

これらは、誤解を恐れず言えば「大変手間のかかる相談支援」であり、相談支援専門員の経験や力量だけでなく、配置人数によっても、できることに差が出るごことがご理解いただけると思います。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（3）



#### ②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

委託相談支援事業所にも体制格差があり、  
大津圏域に対し、一律に同様の役割は果たせない

→事業所体制に応じた委託事業、委託料の調整検討

→より大きな役割を担う事業者の明確化  
（主任相談支援専門員配置事業所）

→大津市の基幹相談支援センターのあり方検討へ

また、全国的には、計画相談支援事業所のフォローアップは、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が行うことが多いようです。しかし、大津市では、同じ委託相談であっても体制には差があり、1人体制の事業所も複数あります。事業所の体制に応じて委託のあり方、委託料を調整することで、より大きな役割を果たしていただける法人を明確化していくこととしました。

このことはそのまま、大津市での基幹相談支援センターのありかたの検討につながります。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（４）



#### ②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

##### (1)委託相談担当相談支援専門員の人数により委託料を算出

やまびこ内生活支援センター		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 5人$	= 8,332,500円
オアシスの郷		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 8人$	= 13,332,000円
ひびき		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 4人$	= 6,666,000円
みゆう・そうだんオフィス		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 3人$	= 4,999,500円
クオケア・すまいるらぶ		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 2人$	= 3,333,000円
じゅぶ		
年額	$6,666,000円 \times 0.25人 \times 1人$	= 1,666,500円
木戸・ブリッジ・ひなた（R3委託料からの減額幅を少なくするため、0.4人分とする）		
年額	$6,666,000円 \times 0.4人 \times 1人$	= 2,666,400円

Otsu City

10

以上のことを踏まえ、相談支援専門員の人数により、委託相談支援事業の委託料算定根拠を整理しました。

相談支援専門員は計画相談も担当しており、1人が委託相談の業務のみを行うということは現時点ではできません。

このため、おおむね業務の1/4を委託相談事業に充てていただくこととして、委託料を0.25人分として算出します。

1人分の委託料を年額666万6千円とし、委託相談業務を行える相談支援専門員の人数により、下記のとおりとして委託契約を行いました。

なお、木戸、ブリッジ、ひなたについては、委託が相談支援事業のみであり、同様に0.25人分の委託料とするとR3年度からの減額幅が大きくなるため、0.4人分として算出することとしました。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（5）



#### ②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

##### (2)障害支援区分認定調査を委託しない委託相談の創設

従来、委託相談支援事業者には、障害支援区分認定調査も別途委託してきたが、  
ほぼ障害児相談に特化した事業所が開設（児童は認定調査なし）

認定調査委託料6,930円/件（事務費、旅費、人件費込み）

- ・・・認定調査事業はの認定調査委託料のみでは賄えず、  
相談支援事業委託料に「基本料金」が含まれていると考え、  
認定調査委託なしの委託相談支援事業の単価を別途設定

##### 障害支援区分認定調査を委託しない委託相談

ぐっど・らん（ほぼ障害児相談に特化した事業所）

年額3,000,000円×0.4人×1人 = 1,200,000円

また、障害支援区分認定調査を委託しない相談支援事業を創設しました。  
大津市では従来、委託相談支援事業者には、認定調査も別途委託を行ってきま  
したが、令和2年度新規参入した相談支援事業所の「ぐっど」と「らん」は、ほぼ障害児相談  
に特化した事業所です。  
児童は認定調査がないため、この2つの事業所に相談支援事業を委託するにあたり、  
認定調査を委託しない事業形態を令和4年度より創設し、年額300万円の0.4人分とし  
て委託料を算出し、委託契約を行いました。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（6）



#### ③より大きな役割を担う事業者の明確化

相談支援機能強化事業所の拡大  
主任相談支援専門員配置の事業者に委託  
（機能強化 R3：1か所→ R4：4か所）

やまびこ内生活支援センター（自立支援協事務局、知的・医ケアSV）	
年額6,792,000円×0.5人×2人=6,792,000円	
オアシスの郷（精神SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円
みゆう（知的・児童SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円
じゅぶ（身体SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円

Otsu City

12

3つめとして、より大きな役割を担う事業者の明確化について説明します。  
令和3年度の滋賀県の研修で、大津市には、計5人の主任相談支援専門員が養成されました。  
これを受け、主任相談支援専門員が配置された事業者に相談支援機能強化推進事業を委託し、対象事業所を1か所から4か所に増やします。  
具体的には、びわこ学園委託の生活支援センターに自立支援協議会事務局と、知的障害・医療的ケアを中心としたSVを、  
藤樹会のオアシスの郷に精神障害を中心としたSVを、  
しが夢翔会のみゆうに知的障害と児童を中心としたSVを、  
りあんのじゅぶに身体障害を中心としたSVを委託します。  
ただし主任相談支援専門員は計画相談も担当しており、現時点では1人で機能強化の業務のみを行えないため、まずは、業務のおおむね1/4を機能強化推進事業に充てていただくこととします。  
1人分としての委託料単価を年額679万2千円とし、びわこ学園に合計1人分、藤樹会、しが夢翔会、りあんに0.25人分として委託契約を行いました。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（7）



#### ④ その他相談支援関係の委託事業

##### ● 居住サポート事業

- 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居者支援
- 地域関係機関との連絡・調整等居住支援
- 緊急時支援
- 住民や不動産業者への啓発活動
- 入居支援、居住支援に係る地域課題の調査研究
- その他特に必要と認められる入居支援・居住継続に係る支援等

##### ● 精神障害者退院促進支援事業

- 医療機関と連携しての退院相談及びアセスメント
- 地域関係機関との連絡・調整等退院への支援
- 緊急時支援
- 地域住民への啓発や相談
- その他特に必要と認められる退院促進に係る支援等

→それぞれ藤樹会に委託を継続（R3と同額）

各年額6,300,000円×0.5人×1人= 3,150,000円

Otsu City

13

その他、相談支援関係の委託料についても説明します。

居住サポート事業と退院促進支援事業は、お示しのと通りの委託内容で、従来から藤樹会に委託を行ってまいりました。

今後ますます重要になる事業であり、さらなる内容充実を図っていきたいと思っております。

### Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（8）



#### ④ その他相談支援関係の委託事業

##### ● 計画相談推進事業

##### ・ 総合支援コーディネーター

地域のサービスや利用者のニーズに関する情報の収集・提供や  
相談・助言を行い、個別のサービス等利用計画案作成につなげ、  
地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る

→ 機能強化事業、委託相談支援事業に集約（R4以降なし）

##### ・ 補助員

サービス等利用計画案作成にかかる相談支援専門員を補助し、  
計画作成業務の円滑化・迅速化を図る

→ 各委託業務にあたる相談支援専門員人数を除いた  
計画担当相談支援専門員実人数3人につき委託1人

やまびこ内生活支援センター・オアシスの郷・みゆう  
年額 21,600,000円 × 1人 = 2,160,000円  
※ ひびきは計画担当3人だが、補助員を別途雇用困難なため委託なし

Otsu City

14

もう一つ、相談支援関係の委託事業があります。

計画相談推進事業というもので、内容はお示しのとおりですが、今回の見直しの中で、コーディネーター事業は、他の事業に集約されると判断し、令和4年度以降は委託先なしとします。

補助員の委託先についても選定根拠を明確化しました。

#### Ⅳ 令和4年度相談支援関係委託料一覧



オアシスの郷（8人）	23,490,000円
やまびこ内生活支援センター（7人）	17,284,500円
みゆう（4人）	8,857,500円
ひびき（4人）	6,666,000円
そうだんオフィス（3名）	4,999,500円
じゅぷ（1名）	3,364,500円
すまいるらふ、クオケア（2名）	3,333,000円
木戸、ブリッジ、ひなた（1名）	2,666,400円
ぐっど、らん（1名）	1,200,000円

※やすらぎは休止し、オアシスの郷と統合。

いるかの相談事業委託は、におの浜障害者福祉協会の障害者福祉センター指定管理料に含む。

合計 81,727,200円

（R3年度74,510,000円から7,217,200円増額）

Otsu City

15

以上から、令和4年度相談支援関係委託料は、お示しのおりとなります。  
令和3年度から721万7200円増額の合計8172万7200円となります。



## V 今後について (令和4年度の取り組み) (1)



### ①計画的な人材育成支援の検討

脆弱な体制（相談支援専門員の人数、経験年数）の事業所への  
大津圏域としての人材育成支援の必要性

⇒国の進める「モニタリング検証」を  
計画相談担当相談支援専門員のスキルアップの手法として採用し  
令和4年度から試行開始

⇒主任相談支援専門員に  
モニタリング検証への助言的関わりを依頼

Otsu City

16

最後になりますが、令和4年度の取り組みについて説明します。

令和3年度の自立支援協議会のプロジェクトでは、体制の弱い事業所を取り残さず、相談支援の人材育成フォローアップをどのように行っていくかということについてご検討いただきました。

具体的には、国でも導入必要性が謳われている「モニタリング検証」を、相談支援専門員の人材育成の手法として採用することとし、令和4年度から試行的に開始します。その助言的関わりを、大津市内の主任相談支援専門員に依頼します。

## V 今後について (令和4年度の取り組み) (2)



- ②主任相談支援専門員（相談支援機能強化事業所）による  
大津市障害者自立支援協議会の運営参画  
他事業所へのスーパーバイズの強化

⇒大津市の基幹相談支援センターの設置へ  
(相談支援機能強化事業所による面的整備を目指す)

また、主任相談支援専門員のみなさまには、これまでより深く自立支援協議会の運営に参画していただき、他の事業所へのスーパーバイズも行っていく予定です。これは基幹相談支援センターの役割です。ここ数年の重要検討課題であった「大津市の基幹」については、機能強化事業所の連携での「面的整備」を目指し、令和4年度は、その立ち上げのための具体的な準備期間としたいと思っております。

## V 今後について (令和4年度の取り組み) (3)



### ③新規立ち上げ事業所等

#### 体制の弱い指定特定相談支援事業所の経営改善検討

※計画相談支援費は、相談支援専門員の配置等について  
手厚い体制を整えている事業所が評価され、報酬単価が高く設定される

⇒令和3年度厚生労働省報酬改定

複数事業所が、下記の連携等の要件を満たせば  
より高い基本報酬区分を算定できるようになった

- ・協働により、所定の人員配置・連絡体制を確保
- ・協働して、質の向上のに向けた取り組みを行う
- ・地域生活支援拠点等の事業所として取り組む

⇒大津市での具体的な連携方法等について検討開始

Otsu City

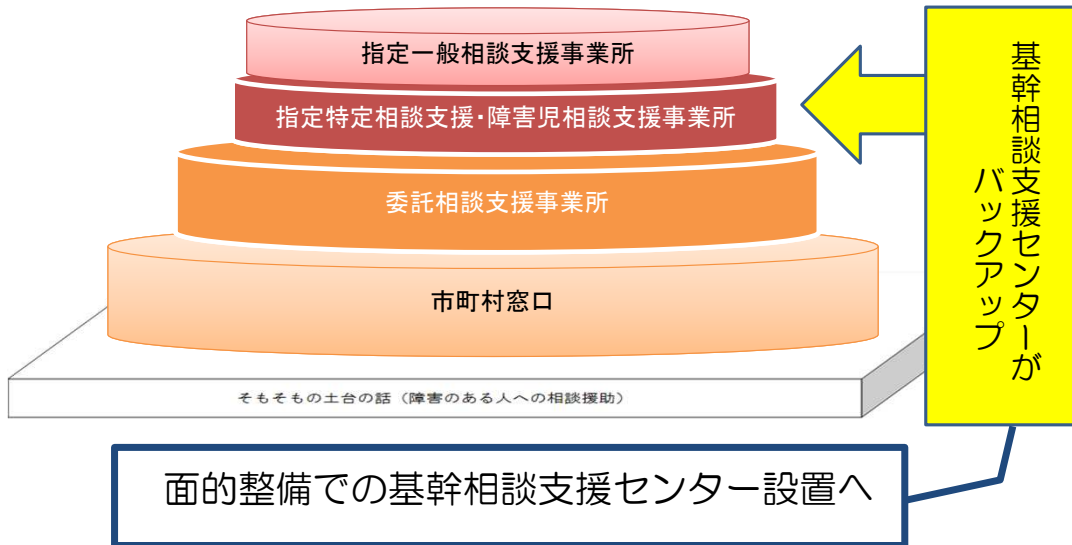
18

また、新規立ち上げ等で体制の弱い指定特定相談支援事業所の経営改善も課題です。この課題解決に向けての一つのヒントになるのが、令和3年度の国の報酬改定です。計画相談を担当する事業所の報酬となる計画相談支援費は、相談支援専門員の配置等について、手厚い体制を整えている事業所が評価され、報酬単価が高く設定される仕組みとなっています。

事業所ごとには要件を満たせなくても、複数事業所が連携し所定の要件を満たせば、より高い基本報酬区分を算定できるようになりました。

大津市での、この具体的な連携方法等について検討を開始したいと思っております。

# V 今後について (令和4年度の取り組み) (4)



Otsu City

19

以上で説明を終わります。ありがとうございました。